

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年12月12日
【会社名】	株式会社ソフトフロントホールディングス
【英訳名】	Softfront Holdings
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平野井 順一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目17番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成30年6月28日に提出いたしました第21期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）に係る内部統制報告書の記載事項に訂正すべき事項が生じたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____で示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記評価の結果、当社代表取締役社長佐藤健太郎は、平成30年3月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制に関する事項は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当該事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は平成30年3月期において、子会社であった株式会社グッドスタイルカンパニー（以下、「グッドスタイルカンパニー社」という。）の株式会社静岡銀行からの借入の一部に対する当社の債務保証が残されており、グッドスタイルカンパニー社の財政状態や営業状態を勘案して、特別損失として、債務保証損失引当金繰入額306,870千円を計上いたしました。今般、グッドスタイルカンパニー社の株式会社静岡銀行からの借入（当社が連帯保証していないものも含む。）において、グッドスタイルカンパニー社が保有する土地・建物が担保とされていたとの事実を証憑により確認することができたため、債務保証損失引当金の評価を見直すことが妥当と判断し、平成29年3月期及び平成30年3月期の有価証券報告書並びに平成31年3月期第1四半期及び第2四半期の四半期報告書の訂正を行うことといたしました。

上記の債務保証損失引当金の評価に係る誤謬については、決算業務を進める上で、グッドスタイルカンパニー社が管理する借入金に係る資料において担保設定の記載がなく、また、関係する証憑の提出もなかったことから、債務保証損失引当金の検討の際の条件に加えることができなかつたことが主な原因であり、連結子会社の借入金に係る情報管理の徹底の不足によるものと言えます。このため、当社の決算・財務報告プロセスに関連する内部統制については、開示すべき重要な不備があると判断いたしました。なお、上記の開示すべき重要な不備につきましては、当該誤謬の判明が当該事業年度の末日以降であったため、当該事業年度の末日までには是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、連結子会社の金融取引の際の情報入手やチェック体制の強化を図り、財務報告の信頼性を確保してまいります。